

# 令和5年度中山間地域等直接支払制度実施状況について

中山間地域等直接支払交付金の実施状況を以下のとおり公表します。

※中山間地域等直接支払交付金とは・・・

平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能（洪水防止、美しい緑や景観の提供等の様々な機能）を確保するために5年間継続する協定を結んで農業生産活動等を行う農業者に対して交付されるものです。

## (1)集落、個別協定の概要

- ・令和2年度から第5期対策として取組みを実施しており、令和5年度は41集落協定、16個別協定の全57協定が農業生産活動等に取組みました。

## (2)協定農用地の基準別の面積及び交付額

区分（田）		協定締結面積（㎡）	交付金額（円）
集落協定	急傾斜 1/20 以上	1,912,886	38,654,741
	緩傾斜 1/100 以上 1/20 未満	3,377,191	26,634,781
個別協定	急傾斜 1/20 以上	100,321	2,106,741
	緩傾斜 1/100 以上 1/20 未満	1,127,353	8,531,610
合計		6,517,751	75,927,873

## (3)集落協定締結数及び各集落協定への交付額

- ・「別紙」を参照してください。

## (4)農業生産活動の実施状況

- ・各集落協定の集落協定書で定めた事項に基づき、水路、農道等の管理、農地と一体となった周辺林地の下草刈りなど、多面的機能を促進する活動が適切に実施されています。

## (5)農業生産活動等の体制整備の実施状況

- ・体制整備単価を選択した集落協定においては、集落戦略の作成や協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた農業生産活動等の継続に向けた活動を実施し、体制整備に取り組んでいます。

（お問合せ先：西会津町役場 農林振興課 電話番号 0241-45-4531 FAX 番号 0241-45-3974）